

八王子市立保育園の公私連携型保育所への移行について

1 報告趣旨

指定管理者制度を導入している八王子市立保育園について、本市では初めてとなる公私連携制度への移行にあたり、市民への周知及び関係者との調整を進めてきた。このたび、八王子市立静教保育園と八王子市立多賀保育園の2園について、令和8年度（2026年度）からの移行に向けた準備が整い、公募手続きを開始することから、報告する。

2 報告内容

（1）公私連携型保育所

「公私連携型保育所」とは、市町村が、設置・運営主体である民間法人（公私連携保育法人）と連携し、土地・建物など公有設備の無償又は廉価での貸付け・譲渡などを可能とし、設置の支援を行うとともに、人員配置や提供する教育・保育など運営に関与し、適正な運営が行われるよう、市と法人とが協定を締結して運営を行う保育所。

（児童福祉法第56条の8）

（2）移行の目的

多様化する保育ニーズに効果的・効率的に対応するため、指定管理者制度を導入している八王子市立保育園の管理運営について民間の能力をより一層活用しつつ、市の関与を明確にする協定に基づき、保育の質の維持・向上を図るとともに、経費削減を進めることを目的とする。

(3) 公募概要

	公私連携（移行後）	指定管理（現行）
運営形態	民設民営	公設民営
事業内容の特色	・障害児受け入れ ・延長保育 ・第三者評価 ・公開保育の実施	・障害児受け入れ ・延長保育 ・第三者評価
設置主体	事業者による設置	八王子市による設置
運営主体	事業者による運営	事業者による運営
協定期間	10 年	5 年（更新あり）
土地	有償貸付（（固定資産税+都市計画税）×1.5）	無償
建物	有償貸付（建物適正価格の 1,000 分の 60）	無償
備品	無償 寄託（管理業務）	無償 貸与（管理業務）

(4) 募集要項

八王子市公私連携保育法人募集要項 （別紙 1）

(5) 経過と今後の予定

【経過】

令和 4 年（2022 年）6 月

公私連携型保育所への移行について方針決定

静教・多賀保育園の指定管理期間を 3 年に変更

令和 4 年（2022 年）9 月

保護者説明会 ※以降毎年、入園のしおりの中で説明

令和 4 年（2022 年）7 月～

事業者ヒアリング調査

令和 7 年（2025 年）5 月

保護者説明会

【今後】

令和 7 年（2025 年）6 月

公募開始 ※広報はちおうじ及びホームページにて周知

令和 7 年（2025 年）7 月

公私連携保育法人候補事業者選考

令和 7 年（2025 年）9 月

公私連携保育法人協定締結・公私連携保育法人決定

令和 7 年（2025 年）12 月

保育園条例改正・土地建物貸付（議案上程）

令和 8 年（2026 年）4 月

公私連携型保育所へ移行